

岬町要綱第 3 8 号

岬町まちづくり交流館利用要綱

制定：令和 5 年 4 月 1 日

最終改正：令和 8 年 8 月 2 7 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、岬町まちづくり交流館（以下「交流館」という。）において貸館事業やシェアキッチン事業を行い、交流館を町内外の人たちの交流の場、スタートアップに取り組む人材が集まる本町の生業づくりの拠点とするため、その利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象事業)

第 2 条 地域住民や町外からの利用希望者または町内において飲食店の開業を検討している者（以下「利用者」という。）が行う、各種講座やイベント、物販、ギャラリー、シェアキッチン事業など特定の個人のみの利用とならない事業を対象とし、特定の政治団体、宗教団体等の活動のための利用は対象外とする。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

(利用手続)

第 3 条 利用者は、あらかじめ、岬町まちづくり交流館利用許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。同一の利用者による同一週内での利用は最大 3 日を限度とする。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、次の各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

(1) 申請書の提出は、利用希望日の 2 ヶ月前に属する月の最初の日から利用希望日の 2 週間前までに事前に町長に申請し、承認を受けなければならない。

(2) 年間を通して定期的を実施する行事やシェアキッチン等で利用する場合においては、毎年 2 月 1 日から 3 月末までに翌年度に係る利用に関する申請をし、承認を受けなければならない。

3 町長は、第 1 項及び第 2 項の規定に基づく申請があった場合において、この要綱の定め に反しないと認めるときは、岬町まちづくり交流館利用許可書（様式第 2 号）を交付する。

(利用許可の変更及び取消し)

第 4 条 利用の許可を受けた後において交流館の利用許可を変更又は取り消そうとするときは、利用者は速やかに、利用許可変更・取消届出書（様式第 3 号）に前条の規定により交付された許可書を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による利用許可の変更及び取消しの申し出は、利用日の前日までにしなけ

ればならない。

(利用料)

第5条 利用料は1時間につき250円とする。

- 2 前項の利用料について、利用者は交流館を利用後1週間以内に利用実績に基づきまちづくり交流館担当窓口にて納付しなければならない。

(利用料の減免)

第6条 町長は、次の各号に該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 本町若しくは本町教育委員会が主催又は共催、後援、協力する事業のために利用するとき 全額
- (2) その他町長が特に認めるとき 町長が別に定める額
- 2 前項の規定により利用料の減免措置を受けようとする者は、申請書と同時に、利用料減免申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による利用料減免申請書の提出があった場合において利用料の減免を認めたときは、利用料減免承諾書(様式第5号)を交付する。
- 4 町長は、前項の利用料の減免を承諾する場合において特に必要があると認めるときは、その利用料の減免に条件を付することができる。

(休館日)

第7条 交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特別の理由がある場合にはこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

年未年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(利用時間)

第8条 交流館の開館は、午前10時から午後5時までとする。ただし、町長が特に認める場合については、この限りではない。

- 2 時間外での利用を希望する場合は、まちづくり交流館時間外利用理由書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、交流館を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、若しくは承認を受けた目的以外の目的に利用してはならない。

(設備の変更の禁止)

第10条 利用者は、交流館の利用にあたって、設備に変更を加え、又は特別の設備をしてはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときはこの限りではない。

(遵守事項)

第11条 利用者は、交流館の利用にあたって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあると認める行為
- (2) 公序良俗に反するおそれがある行為
- (3) 交流館や設備を汚損、破損及び滅失するおそれがある行為

(4) 地域住民の方、他の利用者等を誹謗・中傷する行為

(5) その他、利用させることが不適切と認める行為

2 利用者は、交流館の利用にあたっては、町の指示に従わなければならない。

(利用の制限等)

第12条 次のいずれかに該当するときは、町長は交流館の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止させることができる。

(1) 第9条、第10条又は第11条に違反したとき。

(2) 利用料を滞納したとき。

(3) 過失により食中毒が発生したとき。

(4) 災害その他事故により交流館の利用ができなくなったとき。

(報告書の提出)

第13条 使用者は、利用後1週間以内に、まちづくり交流館利用実績報告書（様式第7号）を書面にて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に提出の必要がないと認めた場合には、この限りでない。

2 実績報告書の提出がなされていない場合、次回利用予約は取消とする。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、交流館の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。利用を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。

(免責)

第15条 本町は、次の各号に掲げる損害については、一切その責を負わない。

(1) 第4条の規定に基づく処置により生じた利用者の損害

(2) 本町に過失のある場合を除き、交流館の利用により生じた事故及び物品等の盗難・破損事故、食中毒など全ての事故及びトラブルなど利用者及び第三者の損害

(事故報告)

第16条 利用者は、交流館又は交流館内の設備を破損又は滅失したときは直ちに町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害の賠償)

第17条 利用者の責に帰すべき事由により、交流館、設備及び器具等を汚損、破損及び滅失したときは、利用者においてその損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理者)

第18条 まちづくり交流館担当職員及び交流館を拠点として活動を行う地域おこし協力隊は交流館の管理を行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。